

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年3月まで
私の夫が昭和38年12月末に勤務先を退職し、39年1月以降にA市区町村で私と私の夫の国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私が夫の保険料を含め二人分を金融機関で納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納と記録されているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人及びその夫は、国民年金の種別変更手続や国民年金と厚生年金保険の切替手続をすべて適切に行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、夫婦共に納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳管理簿から、昭和39年6月26日に払い出されていることが確認でき、申立期間は過年度納付により保険料納付が可能となる期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出日の前後に国民年金手帳記号番号を払い出された者で過年度納付が可能であった30人中6人が、過年度納付を行うことで保険料を完納していることを、オンライン記録上に確認できることから、申立人の加入手続時においても、社会保険事務所から納付書が送付されることにより、申立期間の保険料を納付することが可能であったことが推認できる。

加えて、申立人は、「納付書が社会保険事務所から郵送され、最寄りの金融機関で納付した。」と主張しているところ、当該納付方法による過年度保険料の納付が可能であったことが確認できるほか、申立人は、申立期間当時の納付方法や納付場所等について、その詳細を具体的に記憶しているほか、申立人が、申立期間以外の期間で夫婦と一緒に過年度納付を行ったと主張している昭和40年1月から同年3月までの期間については、申立人の当該期間の保

険料納付を示す領収書を所持しているところ、オンライン記録では、夫婦共に納付済みと記録されていることから、申立期間の保険料についても、申立人が夫婦二人分の保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人は、「当時、私は専業主婦であったが、夫は毎月2万2,000円程度の手取りがあり、経済的に国民年金保険料を納付できないような著しい収入の変化はなかった。」と主張しており、その主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係るA事業所における標準賞与額の記録を4万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月10日

平成18年8月10日にA事業所から夏季賞与4万6,000円が支給されており、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間に係る標準賞与額に係る記録が無いので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年分所得税源泉徴収簿（給与台帳）及び月別勤怠支給控除一覧表（平成18年1月から同年12月までの期間）、並びにB厚生年金基金が保管するA事業所に係る厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届（賞与支払年月日は、平成18年8月10日）及び申立人に係る厚生年金基金加入員台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（4万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、申立人の申立期間に係る賞与支払額の欄に「0円」と記載していることが確認でき、平成18年8月17日付けでB厚生年金基金に提出された厚生年金保険被保険者賞与支払総括表において、申立人の賞与について「記入もれだったため、労務士に確認後記入」の記載が確認でき、当

該確認日が同年8月29日と記載されていることから、事業主は、当初、申立人の賞与について賞与支給額を記載せずに提出していたことがうかがえるところ、A事業所が社会保険関係の事務手続を委託していたとする社会保険労務士事務所は、「賞与支払届に誤った金額を記載したと思う。」と回答しており、事業主は、「誤った金額を記載して賞与支払届を提出したと思う。申立期間の厚生年金保険料は納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係るA事業所における標準賞与額の記録を、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 10 日

平成 18 年 8 月 10 日にA事業所から夏季賞与 5 万円が支給されており、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間に係る標準賞与額に係る記録が無いので、申立期間の標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成 18 年分所得税源泉徴収簿（給与台帳）及び月別勤怠支給控除一覧表（平成 18 年 1 月から同年 12 月までの期間）、並びにB厚生年金基金が保管するA事業所に係る厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届（賞与支払年月日は、平成 18 年 8 月 10 日）及び申立人に係る厚生年金基金加入員台帳から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（5 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、申立人の申立期間に係る賞与支払額の欄に「0 円」と記載していることが確認でき、平成 18 年 8 月 17 日付けでB厚生年金基金に提出された厚生年金保険被保険者賞与支払総括表において、申立人の賞与について「記入もれだったため、労務士に確認後記入」の記載が確認でき、当

該確認日が同年8月29日と記載されていることから、事業主は、当初、申立人の賞与について賞与支給額を記載せずに提出していたことがうかがえるところ、A事業所が社会保険関係の事務手続を委託していたとする社会保険労務士事務所は、「賞与支払届に誤った金額を記載したと思う。」と回答しており、事業主は、「誤った金額を記載して賞与支払届を提出したと思う。申立期間の厚生年金保険料は納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年8月から22年5月までは210円、同年6月から同年8月までは600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月13日から22年9月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。申立期間に同社本店及び同社各支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管するA社の昭和22年7月3日付け役職員名簿、C社の回答及び、申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者台帳に「転勤」と記載が有ることから、申立人は、A社に申立期間も継続して勤務し（昭和21年8月13日に、A社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店において昭和21年8月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人と同年代の被保険者の同年8月の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録、及び申立人の22年9月の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、21年8月から22年5月までは210円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和22年に既に解散し、当時の事業主は所在不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成19年5月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年5月7日から同年6月1日まで

平成19年5月7日からA社に勤務しており、採用時から厚生年金保険料は給与から控除されていたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社が保管する労働者名簿及び平成19年5月分の賃金台帳、申立人が所持する在職証明書及び同年5月分の給与支払明細書、並びに事業主の供述から、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成19年5月分の給与支払明細書に記載された厚生年金保険料の控除額、及び申立人の同社に係る同年6月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に届け出なかったこと、及び当該届出を平成21年7月1日に遅延して行った上、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を19年6月1日として届け出たと認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根厚生年金 事案441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月1日から46年1月1日まで

昭和45年3月3日にA事業所に採用され、採用から3か月間を経過した後の同年6月に支給された給与から同年5月分の厚生年金保険料の控除が開始されたが、社会保険事務所(当時)の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は46年1月1日となっており、申立期間は厚生年金保険に未加入と記録されている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する採用辞令書及び人事記録から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、「従業員について、本来であれば、採用後3か月間は社会保険の加入手続は行わず、3か月間を経過した時点で社会保険の手続を行う手順となっていたことから、申立人についても、採用から3か月間を経過した昭和45年6月に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行うべきところ、手続が遅れてしまった。給与からの保険料控除方式は翌月控除方式であり、同年6月16日に支給した申立人の給与から同年5月分の保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和46年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得の届出について、誤った資格取得日を届け出たこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月1日から46年1月1日まで

昭和45年4月10日にA事業所に採用され、採用から3か月間を経過した後の同年7月に支給された給与から同年6月分の厚生年金保険料の控除が開始されたが、社会保険事務所(当時)の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は46年1月1日となっており、申立期間は厚生年金保険に未加入と記録されている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する採用辞令書及び人事記録から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、「従業員について、本来であれば、採用後3か月間は社会保険の加入手続は行わず、3か月間を経過した時点で社会保険の手続を行う手順となっていたことから、申立人についても、採用から3か月間を経過した昭和45年7月に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行うべきところ、手続が遅れてしまった。給与からの保険料控除方式は翌月控除方式であり、同年7月16日に支給した申立人の給与から同年6月分の保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和46年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得の届出について、誤った資格取得日を届け出たこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年6月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、同年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額を3万3,000円、同年9月から47年6月までの期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月1日から47年7月1日まで

昭和46年2月22日にA事業所に採用され、採用から3か月間を経過した後の同年5月に支給された給与から同年4月分の厚生年金保険料の控除が開始されたが、社会保険事務所(当時)の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は47年7月1日となっており、申立期間は厚生年金保険に未加入と記録されている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する採用辞令書及び人事記録から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、「従業員について、本来であれば、採用後3か月間は社会保険の加入手続は行わず、3か月間を経過した時点で社会保険の手続を行う手順となっていたことから、申立人についても、採用から3か月間を経過した昭和46年5月に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行うべきところ、手続が遅れてしまった。給与からの保険料控除方式は翌月控除方式であり、同年5月16日に支給した申立人の給与から同年4月分の保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、事業所が保管する申立人の人事記録、及び申立人のA事業所に係る昭和46年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、同年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額は3万3,000円、同年9月から47年6月までの期間の標準報酬月額は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得の届出について、誤った資格取得日を届け出たこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年4月から47年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を5万6,000円、同年8月から49年3月までの期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月1日から49年4月1日まで

昭和48年5月7日にA事業所に採用され、採用から3か月間を経過した後の同年8月に支給された給与から同年7月分の厚生年金保険料の控除が開始されたが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は49年4月1日となっており、申立期間は厚生年金保険に未加入と記録されている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する採用辞令書及び人事記録から、申立人が、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所は、「従業員について、本来であれば、採用後3か月間は社会保険の加入手続は行わず、3か月間を経過した時点で社会保険の手続を行う手順となっていたことから、申立人についても、採用から3か月間を経過した昭和48年8月に厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行うべきところ、手続が遅れてしまった。給与からの保険料控除方式は翌月控除方式であり、同年8月16日に支給した申立人の給与から同年7月分の保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、事業所が保管する申立人の個人別差額明細表における給与支払額及び人事記録、並びに申立人のA事業所に係る昭和49年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、48年7月の標準報酬月額は5万6,000円、同年8月から49年3月までの期間の標準報酬月額は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得の届出について、誤った資格取得日を届け出たこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年7月から49年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年11月から52年12月まで

申立期間に係る国民年金の加入手続は父が行ってくれ、その間の国民年金保険料の納付は、毎月、自治会の集金人を通じ、母が家族の保険料と併せて私の保険料を納付してくれた。

父母からは、私の国民年金保険料に未納があるという話を聞いたことがなく、役場からも未納保険料の請求があったこともない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付を行ったとする申立人の父母は既に故人となっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、「毎月、自治会の集金人を通じて国民年金保険料を納付した。」と供述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年11月1日以降に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、特殊台帳の記録から、申立期間の一部を含む昭和52年10月から53年12月までの国民年金保険料については55年3月に過年度納付されたことが確認できるが、そのうち、52年10月から同年12月までの国民年金保険料については、いったん納付されたものの、本来、時効の成立によ

って国民年金保険料を納付できない期間の保険料納付であったことから、「徴収決定外誤納」として取り扱われていることが確認でき、52年10月から53年12月までの期間の国民年金保険料を過年度納付した55年3月の時点では、既に52年12月以前の期間の国民年金保険料は過年度納付できなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年4月から11年3月まで
ねんきん特別便の記録によると、国民年金に加入したのは平成9年4月となっているが、当時、私は学生寮に入っており、年金手帳は実家へ届いたものと思っている。

平成11年4月ごろ、就職先で年金手帳が必要になり、A市役所へ交付手続に行ったところ、手続に数日かかるため、B社会保険事務所(当時)で手続するよう言われ、同社会保険事務所の手続きで年金手帳を交付してもらった。その際、A市役所で、平成9年4月から11年3月までの24か月分の未納保険料を納付するよう言われ、金融機関の預貯金口座から30万円余りを引き出し、手持ちのお金と合わせ、市役所、社会保険事務所若しくは金融機関のいずれかの機関で、一括で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されているのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所や納付方法についての記憶は曖昧であり、具体的な国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、「30万円余りの国民年金保険料をまとめて一括納付したことは一度しかない。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人が年金手帳の再交付手続を行ったとする平成11年4月ごろに、申立人が当該保険料を一括納付した事跡は確認できない一方で、15年4月に、申立人及び申立人の夫の平成15年度分の国民年金保険料として30万円余りが前納された事跡が確認でき、申立人は、この前納と申立期間の国民年金保険料を納付したことを混同している可能性もうかがえる。

さらに、オンライン記録から、平成11年4月ごろ、申立人に対し年金手帳を再交付した事跡が確認できない一方で、15年2月12日にB社会保険

事務所で申立人に対し年金手帳が再交付された事跡が確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から47年8月までの期間、同年11月から49年3月までの期間及び平成5年4月から10年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年10月から47年8月まで
② 昭和47年11月から49年3月まで
③ 平成5年4月から10年7月まで

私が20歳になった時に、私の母が国民年金の加入手続を行い、私の母がA市区町村（現在は、B市区町村）の集金常会ですべての申立期間の国民年金保険料を納付していたと記憶しており、すべての申立期間当時、保険料の納付書を見た記憶もあるので、すべての申立期間について保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和51年8月にA市区町村で払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年8月以前の期間において、国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は見当たらない上、申立期間①及び②当時、A市区町村において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間③の国民年金保険料の納付について、「私の母が、私に代わって、A市区町村の居住地区集金常会において支払っていた。」と主張しているが、申立人の戸籍の記録から、申立人は、申立期間③当時、B市区町村において住民登録を行っていることが確認できるところ、当時、A市区町村に住居登録している申立人の母親あてに、申立期間③に係る申立人の国民年金保険料の納付通知書が送付されたとは考え難い上、B市区町村は、「申立期間③当時、A市区町村における集金常会では、他の市区町村に住居登録している者の国民年金保険料は取り扱っていなかった。」と回答している。

加えて、申立人は、各申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、

各申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親も既に故人となっていることから、申立人の各申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人の母親が、申立人の各申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から同年12月まで

申立期間について、国民年金に未加入の記録となっているが、A市区町村で国民健康保険の加入手続をした際、国民年金の加入が必要と説明があり、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付したと記憶している。申立期間の国民年金保険料は、母が納付してくれた。

年金手帳を紛失して再交付を受けた際、係の者から「年金は掛け始めから繋がっている。」との説明を受けていたので安心していましたが、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和63年6月19日から同年8月23日までの間にA市区町村で払い出されたことが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の手帳記号番号を払い出されている被保険者のオンライン記録（加入記録及び納付記録）から確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に故人となっており、申立人の父親も、「申立人の申立期間当時の国民年金への加入手続や保険料の納付状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である上、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料

を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 1 月まで

昭和 52 年に国民年金の加入手続を行い、その後、就職して厚生年金保険に加入し、何度か勤務先を変更したが、その都度、国民年金及び国民健康保険への切替手続を行ってきた。しかし、申立期間は未加入と記録されている。

市民税等は納付しているのに、国民年金保険料だけを納付していないことは考えられないので、国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、「A 市区町村で国民年金への切替手続をしたと思う。」と供述していること以外には、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の記憶は曖昧であり、国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、A 市区町村（現在は、B 市区町村）及び C 市区町村（現在は、D 市区町村）の国民年金被保険者名簿に、申立人が申立期間において国民年金に加入した記録は確認できず、その記録は特殊台帳及びオンライン記録と一致しているなど、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、昭和 52 年 10 月ごろに払い出されたことが確認でき、62 年 8 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、63 年 2 月 21 日に同資格を再取得するまでの間（申立期間）に申立人が国民年金の被保険者資格の得喪に係る届出を行ったことをうかがわせる関連資料等はない上、62 年 8 月か

ら平成元年2月までの国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、当該期間において申立人の氏名は見当たらず、申立期間について別の国民年金手帳記号番号で管理されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案433

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 11 月 6 日から同年 12 月 26 日まで
② 昭和 56 年 1 月 7 日から同年 2 月 16 日まで
③ 昭和 56 年 5 月 12 日から同年 7 月 31 日まで
④ 昭和 56 年 8 月 31 日から同年 12 月 26 日まで
⑤ 昭和 57 年 1 月 22 日から同年 3 月 27 日まで
⑥ 昭和 57 年 4 月 5 日から同年 5 月 6 日まで

申立期間①及び②については、A小学校に、申立期間③及び④については、B小学校に、申立期間⑤及び⑥については、C中学校に、いずれもD職種として勤務していた。すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④について、申立人が所持する勤務記録及び、申立人が名前を挙げた二人の同僚の供述から、申立人が、申立期間①及び②についてはA小学校に、申立期間③及び④についてはB小学校にD職種として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E教育委員会は、「公立の小中学校に勤務するD職種等の厚生年金保険の加入については、その教職員の任免、給与その他の人事に関する事務を行う都道府県内の各教育事務所単位で厚生年金保険の適用事業所に係る届出を行い、その上で厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っているが、申立期間①から④当時の厚生年金保険の加入の取扱いについては、関連資料が残っておらず、分からない。」と回答しており、A小学校及びB小学校を管轄するF教育事務所も「申立期間①から④当時の厚生年金保険の加入の取扱いは不明である。」と回答してい

る。

また、申立期間①及び②について、申立人の任用期間は2か月未満であることが確認できるところ、F教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間①から④当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者24人に照会したところ、そのうちの一人から「辞令の任用期間が2か月未満の場合は厚生年金保険に加入しない取扱いだった。」と供述があり、当該教育事務所では、厚生年金保険法第12条の規定（同法の被保険者について「二月以内の期間を定めて使用される者」を除く）により、被保険者の取扱いが行われていたことがうかがえる。

さらに、前述の24人のうち、前述の回答を得られた一人以外の者からは、申立期間①から④当時の厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除等について推認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、前述の被保険者原票に、申立期間①から④において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間⑤及び⑥について、申立人が所持する勤務記録及び、G教育事務所が保管する人事異動通知書の写しから、申立人が申立期間⑤及び⑥において、C中学校にD職種として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E教育委員会は、「公立の小中学校に勤務するD職種等の厚生年金保険の加入については、その教職員の任免、給与その他の人事に関する事務を行う都道府県内の各教育事務所単位で厚生年金保険の適用事業所の届出を行い、その上で厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を行っているが、申立期間⑤及び⑥当時の厚生年金保険の加入の取扱いについては、関連資料が残っておらず、分からない。」と回答しており、C中学校を管轄するG教育事務所も「申立期間⑤及び⑥当時の厚生年金保険の加入の取扱いは不明である。」と回答している。

また、G教育事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間⑤及び⑥当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる6人について検証したところ、当該6人は人事異動通知書の写しにおいて、H職種又はD職種として2か月を超える任用期間において小中学校に勤務していることが確認できるものの、当該任用期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が4人おり、うち一人は、オンライン記録から、当該期間において国民年金に加入していることが確認できることなどから、当時、G教育事務所は、H職種又はD職種として2か月を超える任用期間において採用した者について、必ずしも全員までは、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、申立期間⑥について、申立人の任用期間は2か月未満であることが確認できるところ、厚生年金保険法第12条の規定では、同法の被保

険者について「二月以内の期間を定めて使用される者」を除く旨が規定されている。

加えて、前述の被保険者原票に、申立期間⑤及び⑥において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 このほか、申立人は、「昭和 55 年 3 月に I 小学校を退職した後、国民健康保険の加入手続をしたが、すべての申立期間当時も国民健康保険に加入したままだったかもしれない。」と供述している上、「年金の加入については、必ず空白期間が生じないように厚生年金保険と国民年金の手続を行っていた。」と供述しているものの、オンライン記録から、申立人が国民年金に加入したのはすべての申立期間以後の昭和 58 年以降であることが確認できる。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間の厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 434

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から31年5月1日まで

昭和30年5月1日から32年3月1日までの間、A社に継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録は、厚生年金保険被保険者資格の取得日が31年5月1日となっている。厚生年金保険の被保険者証にも、「はじめて資格を取得した日」が「昭和30年5月1日」と記載が有るので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本から、A社は平成8年6月に解散したことが確認でき、当時の事業主及び役員並びに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、既に故人又は所在不明となっている上、申立期間後に同社の代表取締役就任した者は、「当時の関連資料は何も残っておらず、分からない。」と回答しているほか、同社と商号が類似するB社は、「A社と当社は別の会社である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、勤務実態が確認できない。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和31年5月1日と確認できるところ、当該払出簿における被保険者資格の取得日はおおむね時系列に記録されており、年金手帳記号番号に欠番も認められない上、申立人の前後に記載されている者の被保険者資格の取得日から判断すると、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は同年5月ごろに払い出されていることが確認できるとともに、当該記号番号がさかのぼって払い出されたなど不自然な形跡は認められない。

さらに、前述の払出簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、申立期間当時、申立人に別の厚生年金保険手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和31年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した日」欄に「昭和30年5月1日」と記載があることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日は30年5月1日である旨を供述している一方、「A社には、親戚の者が私より先に勤務していた。」と供述しているところ、前述の払出簿及び被保険者名簿から、当該者の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の「はじめて資格を取得した年月日」と同日であることが確認できる。

そのほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年12月ごろから21年3月ごろまで
② 昭和21年6月ごろから22年7月ごろまで
③ 昭和23年2月1日から同年4月1日まで
④ 昭和23年6月21日から同年9月21日まで

申立期間①については、A社に勤務し、同社が所有する「B船舶」に乗り組んでいた。A社は、私が船員として初めて勤務した事業所であり、昭和21年3月に不漁を理由に解散するまでの期間において勤務していた。

申立期間②については、C社で、月に半分ずつ海上勤務と陸上勤務を繰り返して勤務していた。海上勤務時は同社が所有する「D船舶」に乗り組んでいた。

申立期間③及び④については、船員手帳に記載されているとおり、昭和23年2月から25年7月までの間、継続してE社に勤務し、「F船舶」に乗り組んでいた。

しかし、すべての申立期間について、船員保険の被保険者記録が無いので、すべての申立期間を船員保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が名前を挙げた同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が船員保険の適用船舶所有者に該当することとなったのは昭和23年3月5日であり、申立期間①については、船員保険の適用船舶所有者に該当していなかったことが確認できる上、前述の同僚は「私が申立人と一緒にA社が所有するB船舶に乗り組んだのは、昭和20年の暮れごろから数か月間であるが、この間において、船員保険に加入した覚えはない。」と供述している。

また、A社は既に解散している上、申立期間①当時の事業主及び役員は所

在が不明であり、申立人の勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、適用事業所名簿から、A社は、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、C社に勤務したとしているが、当該事業所に係る船員手帳を所持していない上、当時の事業主や同僚は所在が不明であり、申立人の勤務実態等に係る関連資料や供述を得ることができないことから、申立人が、申立期間②においてC社に勤務していたことが確認できない。

また、申立人は、申立期間②のうちの海上勤務時はC社が所有する「D船舶」に乗り組んでいたと供述しているところ、「D船舶」は昭和24年9月5日に船員保険の適用船舶に該当していることが確認でき、当該日以前である申立期間②において、「D船舶」は、船員保険の適用船舶ではなかったことが確認できる。

なお、適用事業所名簿から、C社は、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

- 3 申立期間③及び④について、申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が申立期間③及び④を含む昭和23年2月1日から25年7月10日までの期間においてE社に雇入れされていたことは確認できる。

しかしながら、E社が船員保険の適用船舶所有者に該当することとなったのは昭和23年4月1日であり、申立期間③については、船員保険の適用船舶所有者に該当していないことが確認できる。

また、E社に係る船員保険被保険者名簿から、E社が船員保険の適用船舶所有者に該当することとなった昭和23年4月1日から申立期間④の直前である同年6月21日までの期間において、船員保険の被保険者記録が確認でき、当該期間において申立人と同じ船舶に乗り組んでいたとする3人は、申立人と同様に、同年6月21日（申立期間④の初日）に船員保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間③及び④当時の事業主、役員及び同僚は所在が不明であり、申立人の勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

なお、適用事業所名簿から、E社は、昭和25年3月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当したことが確認でき、申立期間③及び④においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

- 4 このほか、申立人がすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から25年3月1日まで
昭和22年12月ごろ、A事業所（B事業所等に名称変更し、現在は、C事業所）に就職し、結婚を契機として25年9月末に退職するまでの間、同事業所に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、A事業所の建物の一部を事務所として間借りしていたとするD事業所の職員は、「私が退職する昭和23年6月の少し前に申立人は入社してきた。」と供述していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和23年6月ごろにおいて、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所は、「当時の資料は何も残っておらず不明。」と回答している上、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の職員から聴取しても、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が一緒に勤務していたとする同僚二人について、一人は前述の被保険者名簿において確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と勤務を開始したと供述する時期が一致しておらず、別の一人は申立人が退職したとする時期より後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから、A事業所は、申立期間当時、必ずしもすべての職員までは、入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、申立期間後の昭和25年6月以降に払い出されていることが確認で

きる上、申立期間の始期前後の厚生年金保険手帳記号番号払出簿においても申立人の氏名は見当たらない。

加えて、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A事業所の建物の一部を事務所として間借りしていたとするD事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名は無い。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 25 日から同年 3 月 25 日まで
② 昭和 38 年 3 月 25 日から同年 4 月 20 日まで
③ 昭和 41 年 6 月 27 日から同年 7 月 20 日まで

申立期間①はA事業所が所有する船舶に、申立期間②はB事業所が所有する船舶に、申立期間③はC事業所が所有する船舶に船員として乗り組んだにもかかわらず、船員保険に未加入となっているのは納得できない。すべての申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA事業所所有の船舶に船員として乗り組んだと供述しているが、適用船舶所有者名簿から、A事業所は、申立期間①当時から現在までの期間において船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所は商業登記簿に記録が無いことから、当時の事業主及び役員の所在は不明である上、申立人は、申立期間①当時の同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態、船員保険の加入の取扱い及び船員保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない、

2 申立期間②について、申立人はB事業所所有の船舶に船員として乗り組んだと供述しているが、適用船舶所有者名簿から、B事業所は、申立期間②当時から現在までの期間において船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿の記録においてB事業所は既に解散していることが確認でき、当時の事業主及び役員は所在不明である上、申立人は、申立期間②当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、船員保険の加入の取扱い、及び船員保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

3 申立期間③について、申立人はC事業所所有の船舶に船員として乗り組ん

だと供述しているが、適用船舶所有者名簿からC事業所は既に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、当時の事業主及び役員は所在不明で、同社に係る船員保険事業所別被保険者名簿において、申立期間③当時、船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚から聴取しても、申立人の申立期間③における勤務実態、船員保険の加入の取扱い、及び船員保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、C事業所に係る船員保険事業所別被保険者名簿から、申立人が申立期間③当時、同じ船舶と一緒に乗り組んでいたとして名前を挙げた同僚は、申立期間③当時、船員保険の被保険者記録が無く、別の船舶に係る船員保険事業所別被保険者名簿に、船員保険の被保険者記録が確認できるところ、当該同僚は、「C事業所が所有する船舶に乗り組んだことはあるが、具体的な期間については記憶してない。申立人と一緒に乗り組んでいたことについても記憶は曖昧である。」と供述している。

さらに、C事業所に係る船員保険事業所別被保険者名簿に、申立期間③において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る船員保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 このほか、申立人がすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から同年5月1日まで
② 平成9年1月1日から同年1月16日まで

平成6年4月1日から9年1月15日までの期間については、A社に正社員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。給与から控除された保険料額は、健康保険料と厚生年金保険料を併せて1か月あたり約2万5,000円であったと記憶している。

しかし、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が、申立期間①においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、A社の厚生年金保険に係る届書の作成等を代行していたとする社会保険労務士事務所が保管する被保険者の個人票に、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成6年5月1日と記録されているところ、申立期間①当時、同社において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「申立人は勤務を休みがちで、申立期間①の直前の期間において勤務していたA社の当時の事業主が別に経営する事業所においても、出勤日数が影響して厚生年金保険に加入していなかった。平成6年4月1日付けでA社が厚生年金保険の適用事業所に該当する旨の届出を行った際に、申立人は出勤日数等が原因で厚生年金保険の加入要件を満たしていなかったため厚生年金保険の加入手続を行っていない。その後、申立期間①当時の事業主の指示を受け、申立人が同年5月1日に厚生年金保険に加入する旨の手続を行った記憶がある。」と供述している。

また、A社に係る「健康保険、厚生年金保険の新規適用届」が行われた際に、所定の書類として添付されていた「従業員給料支払状況調」に、申

立人の氏名は無い。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間①当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、申立人が当時居住していたとするB市区町村の国民健康保険被保険者台帳の記録から、国民健康保険の「社保加入」に伴う資格喪失日は平成6年5月2日であり、当該届出は同年6月1日に提出されていることが確認できるとともに、当該台帳に、当該届出時において、申立人のA社における健康保険被保険者記号番号など、健康保険被保険者証の確認が行われたことを示唆する記載が確認できる。

- 2 申立期間②については、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は平成8年12月31日にA社を離職していることが確認できる。

また、前述の社会保険労務士事務所が保管する被保険者の個人票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成9年1月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「申立人は、休みが多かった記憶がある。A社を退職した時期は、分からない。」と供述しており、申立人の申立期間②における勤務実態を確認できる供述を得ることができない。

- 3 両申立期間当時の事業主は故人となっており、事業主の妻（事業主が死亡した平成17年*月から事業を承継した現在の事業主）は、「私は、現在病気療養中で、両申立期間当時のことはほとんど覚えておらず不明である。」と回答している上、事業主が病気療養中のころよりA社の管理を任せられているとする役員の妻は、「両申立期間当時の勤務実態や関係資料は保存されていないため不明である。」と供述しており、事業主等から、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関係資料及び供述を得ることができない。

- 4 このほか、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、同僚の供述などから、A社の当時の事業主が別に経営する複数の事業所が確認できるところ、各事業所に係るオンライン記録にも、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

島根厚生年金 事案 447（事案 54 及び事案 228 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 21 日から 54 年 1 月 6 日まで

申立期間のうち、昭和 39 年ごろから 42 年ごろまでの期間は、自営業を営みながら、A社の業務にも従事していた。当該期間の一部の期間については雇用保険の被保険者記録が有るにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

また、申立期間のうち、昭和 43 年ごろから 54 年ごろまでの期間は、A社の幹部格として勤務し、当該期間において、各種の公的資格を取得させてもらうなど同社から厚遇を受けているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

今回の申立てに当たり、「B職種講習受講申請書」を提出するが、関係機関等に照会したところ、当該講習の受講に当たっては、職場において3年以上の勤務実績が必要である上、その受講費用もすべてA社が負担したことを記憶している。

さらに、私の名前はいろいろな読み方ができるので、他の読み方で記録されていることも考えられる。申立期間中、同社に勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 39 年 6 月 21 日から 43 年 1 月 1 日までの期間に係る申立てについては、i) 雇用保険の被保険者記録から、当該期間のうちの一部の期間（昭和 42 年 1 月 9 日から同年 4 月 1 日までの期間）において、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者期間として記録が有るものの、申立人が記載した職歴メモでは、当該期間において申立人は自営業を営んでいた旨を記載している上、申立人も、当該期間中は主に同社の業務とは別の業務を行っていたと供述していることなどから、同社における申立人の勤務形態は厚生年金保険の加入要件を満たしていなかったものと推測されること、ii) 同僚の供述から、申立人がA社の業務に従事していたことはうかがえるものの、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうか

がわせる供述が得られなかったこと、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、当該期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月16日に総務大臣から当時の社会保険庁長官に対し、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間のうち、昭和43年1月1日から54年1月6日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人が所持する各種技能講習修了証及び講習会修了証明書のうち、発行日が50年6月20日付けの「C職種講習修了証明書」に、受講申込時における勤務先として「A社」と記載されていることから、申立人が同年6月ごろにA社に勤務していたことは推察されるものの、当時の雇用保険の被保険者記録が無いこと、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、当該期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人は、「国民年金保険料は町内の集金人に納付しており、厚生年金保険に加入した時は集金人に国民年金保険料を納付しなかった。」と述べているところ、オンライン記録によると、当該期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できること、iv) A社は、「当時の社長や事務担当者が死亡していることに加え、資料を保存していないため、申立人の勤務状況等については不明。」と回答しており、当該期間に係る保険料控除を推認できる関係者の供述等を得ることができないことなどから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年5月30日に総務大臣から当時の社会保険庁長官に対し、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、昭和49年2月4日付けの「B職種講習受講申請書」を提出しているところ、D団体は、「当該講習を受講するためには、B職種業務に3年以上従事した経験を有するなどの受講要件を満たしていることが必要であり、所属事業所は、受講対象者が受講要件を満たしているか否かを証明する必要があった。」と回答しており、同申請書の「事業所証明」欄には、A社の代表取締役の署名捺印が確認できることから、申立人は、少なくとも同年2月4日以前の3年間は、B職種業務に従事していたことが確認できる。

しかしながら、前述の申請書からは、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

また、申立人は、「私の名前はいろいろな読み方ができるので、その読み方で記録が有るのではないか。」と主張していることから、雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録等について、申立人の氏名を異なる読み方で改めて検索を行ったものの、前回までの申立てに係る調査で判明した雇用保険の被

保険者記録及び厚生年金保険の被保険者記録以外に新たに判明した記録は無い。

さらに、申立人は、口頭意見陳述の中で、「昭和 43 年に A 社の幹部格の職員がけがをしたことをきっかけに、私が後任として勤務することとなり、同年から 63 年までの期間において、継続して同社に在籍した。在籍期間のすべての期間ではないが、厚生年金保険の被保険者記録が有るはずである。」と供述しているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与等からの控除状況について明確な記憶はない。

加えて、申立人は、口頭意見陳述の中で、「A 社の業務に従事していた期間のうち、厚生年金保険に加入していた期間以外の期間は国民年金に加入していた。」と供述しているところ、オンライン記録から、申立期間は国民年金に加入していること、及び申立期間のうち昭和 43 年 1 月から 54 年 1 月までの期間は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 33 年 5 月 11 日まで
私は、昭和 28 年 4 月 1 日から 33 年 5 月 11 日まで A 事業所に勤務したが、その期間について脱退手当金が支給された記録となっている。私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者であった女性で、同事業所で受給資格を満たした者のうち脱退手当金の支給記録が有る者は 26 人で、その全員が被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 33 年 9 月 6 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答した旨の記載が確認できるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。